

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - (1) 名称
栃木県那須野が原公園
 - (2) 所在地
栃木県那須塩原市千本松 801 番地 3
 - (3) 設置の目的
那須野が原における県民の余暇ニーズに対応する活動拠点の提供
 - (4) 規模等
開園面積 59.4ha（うち指定管理者の行う管理の面積 56.9ha）

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - (1) 管理の基準
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - (2) 業務の範囲
 - ① 栃木県那須野が原公園の維持管理に関すること
 - ② 有料公園施設の利用の許可に関すること
 - ③ 栃木県那須野が原公園の運営に関すること
 - ④ その他附帯する業務を行うこと

- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 11 年 (2029) 年 3 月 31 日までの 5 年間。（予定）

- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

- 6 公募要領等の配布期間
令和 5 (2023) 年 7 月 21 日（金曜日）から同年 9 月 21 日（木曜日）（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- 7 現地説明会
令和 5 (2023) 年 8 月 8 日（火曜日）14 時～16 時 場所 那須野が原公園管理事務所講習室
※現地説明会への参加を応募要件としています。

- 8 指定申請の受付期間等
令和 5 (2023) 年 8 月 21 日（月曜日）から同年 9 月 21 日（木曜日）（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
（原則、電子メールにより、担当部局宛て提出とする。）

- 9 審査（プレゼンテーション）
令和 5 (2023) 年 10 月 3 日（火曜日）または同年 10 月 4 日（水曜日）（予定）